令和５年度分の個人市民税・県民税について

お知らせとお願い

例年通知書の発送後は、窓口に多くの方が来庁されますが、混雑緩和のため**できるだけ来庁は控えていただき、課税内容の問い合わせ等は電話等でお願いいたします。**

なお、やむを得ず市役所（本庁）にお越しになる場合は**週明けや午前中**は特に混雑するため、なるべく避けてお越しください。

令和５年度個人市民税・県民税から適用される主な税制改正について

●市民税・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、令和５年度から、その年の１月１日（賦課期日）時点で１８歳または１９歳の人は市民税・県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者に当たらないこととなりました。

●住宅ローン控除の適用期限の延長及び限度額の見直し

住宅ローン控除の適用期限（令和３年１２月３１日まで）を４年間延長し、令和７年１２月３１日までとなりました。

●市民税・県民税の住宅ローン控除限度額

	（1）	（2）	（3）
入　居 年月日	平成２１年１月～ 平成２６年３月まで	平成２６年４月～ 令和３年１２月まで（ア）	令和４年１月～ 令和７年１２月（イ）（ウ）
控　除 限度額	所得税の課税総所得 金額等の５％ （最高９７，５００円）	所得税の課税総所得 金額等の７％ （最高１３６，５００円）	所得税の課税総所得 金額等の５％ （最高９７，５００円）

（ア）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が８%または 10%である場合に限る

（イ）令和４年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は（２）の控除限度額を適用

（ウ）令和６年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除対象外

●市民税・県民税の住宅ローン控除期間

新築等の認定住宅等（※）・・・　令和４～７年入居につき１３年

新築等のその他の住宅・・・・　令和４・５年入居は１３年、令和６・７年入居は１０年

既存住宅　・・・・・・・・・・　令和４～７年入居につき１０年

※「認定住宅等」は認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅を指す

特にお問合せの多い、「減免制度」や「公的年金からの特別徴収（天引き）」については、通知書裏面（１０，１４）や本市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

減免制度については左記の QR コードを読み込んでください。

公的年金からの特別徴収（天引き）については左記の QR コードを読み込んでください。

よくある質問

Q1 昨年会社を退職し、現在無職なのに今年度分の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、前年の１月１日から１２月３１日までの所得に対し、今年度に課税される仕組みになっています。そのため、現在無職の人でも前年に一定の所得があれば課税されることとなります。この度の納税通知書は、前年中の給与所得の金額を基に、今年度分の個人市民税・県民税が課税された旨を通知するものです。

Q2 今年に入ってから市外に引っ越ししましたが、今年度分の個人市民税・県民税は引っ越し先で課税されるのではないのですか？

A 個人市民税・県民税は、１月１日現在の住所地である市区町村で課税されることになっています。したがいまして、今年の１月１日現在の住所地が本市の場合は、本市に納税していただくことになります。

Q3 前年分と所得がほとんど変わらないのに、今年度分の税額が昨年度と比べ違うのはどうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、所得金額のみで決まるのではなく、所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等）も考慮しますので、金額が変わることがあります。

Q4 昨年、所得税及び特別復興所得税は非課税なのに、今年度分の納税通知書が送られてきたのはどうしてですか？

A 例えば、所得税及び特別復興所得税の場合、控除額が所得金額を上回っていれば、非課税になりますが、個人市民税・県民税の場合、控除額が所得金額を上回ったとしても前年に一定の所得があれば、課税されることとなります。

Q5 私は、令和４年中にパート収入がありました。
1　私自身に個人市民税・県民税はかかりますか?
2　私の配偶者は、私を配偶者控除や配偶者特別控除の対象者として申告することができますか?

A
1　本市においては、年間１００万円以下の場合、個人市民税・県民税は課税されません。
2　納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、納税義務者と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者に該当する方を除きます。）の給与収入金額が年間 103 万円以下の場合は配偶者控除を、給与収入金額が年間 103 万円超 201 万６千円未満の場合は配偶者特別控除を適用することができます。

【お問い合わせ先】　尼崎市役所
・課税に関することや減免制度について　⇒市民税課　電話　06-6489-6246～6248
・納付が困難な場合などの納税相談　⇒納税課　電話　06-6489-6274
FAX でのお問い合わせは　06-6489-6875（各課共通）　にお願いします。
【受付時間】月～金（土・日・祝除く）９時から１７時３０分